

平成30年西尾市監査委員公表第16号

個別外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の4第6項で準用する同法第252条の38第6項の規定により、西尾市長から通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 4月23日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二  
西尾市監査委員 鈴 木 正 章



西 総 第 129号

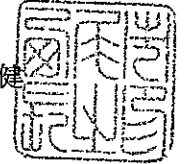
平成30年4月20日

西尾市監査委員

角 谷 孝 二 様

鈴 木 正 章 様

西尾市長 中 村



個別外部監査結果に基づく措置について (通知)

平成30年3月20日付けの個別外部監査の結果に関する報告における監査の結果について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の41第6項で準用する同法第252条の38第6項に基づき、通知します。

部局名	監査の結果	措置の内容
資産経営 戦略局	<p>(事実)</p> <p>きら市民交流センター(仮称)支所棟開発業務及びいっしき市民交流広場(仮称)改修業務について、市は、SPCから、開発企業からSPCが建物を購入する旨の売買契約につき、事業契約書第6条に基づく契約承認依頼を受け、これを同条1項に基づき承認している。</p> <p>(問題の所在)</p> <p>売買契約の事前承認については、上記事業契約書第6条の外、同第31条2項もこれを要求している。市としては、上記承認が第31条2項の承認を兼ねるとの理解であるとのことであつた。</p> <p>しかしながら、第6条は、開発企業の商号や名称等必要な事項についての承認であるのに対し、第31条2項は、売買契約の内容等必要な事項についての確認であり、その対象が異なる。市のモニタリング基本方針においても、第6条についての確認事項は、業務範囲・業務</p>	<p>個別外部監査の結果で示された指摘事項のとおり、SPCに対して、今後の売買契約の事前承認については、事業契約書第6条のみならず、同第31条に基づく依頼文書も提出するように要請しました。</p> <p>市としても、承認手続については、事業契約書第6条に基づくものと同第31条に基づくものとを明確にした上で対応します。</p>



内容・契約金額とされているのに対し、第 31 条については、売買契約の内容・条件・金額・瑕疵担保責任等についての適切性を確認するものとされており、第 31 条は第 6 条に比し、売買契約の内容により踏み込んだ確認が予定されている。

しかるに、市の事実欄記載の手続では、承認通知書の文言上、第 31 条の記載がなく、実際に第 31 条にかかる確認がなされたのか否かが不明確である。

(指摘事項)

S P C には事業契約書第 6 条のみならず、同第 31 条の承認を求める承認依頼を求めるとともに、市としても、第 6 条とは別に第 31 条の承認手続を行うべきである。

しかし今回、市は、第 6 条による確認の中で、市のモニタリング基本方針で定められている第 31 条のモニタリング内容である瑕疵担保責任について、売買契約書案では、民法上は規定されていない瑕疵修補請求権が買主（S P C）に認められていることと、瑕疵担保責任期間について「西尾市建設工事請負契約約款における定めを参照として、詳細については市及び買主が別途協議の上定めたところに従う」とされていることからして、市の説明のとおり、実質的には第 31 条の内容確認も行われているものとする。